

自衛官募集に関する住民基本台帳閲覧について質問します。

昨年 7 月 11 日、自民公明政権が集団的自衛権行使の閣議決定を行って以来、自衛隊の退役が相次ぎ、志願者も激減し、大卒者対象の「一般幹部候補生」で昨年度比 13・8%の減、「技術海曹」はほぼ半減という状況とのことです。

これは、国民が戦争への道に突き進む状況に対して、強い不安を持っている表れであり、青年への勧誘は、大きな不安や動揺を醸し出すこととなります。

防衛省は自衛官募集担当者を集めた全体会議の場で、自衛官適齢者の個人情報掲載した名簿を提出させるため、市町村への働きかけを強める方針を徹底したとのことです。

福山市は自衛隊広島地方協力本部の要請に応え、昨年 10 月、住民 4615 人分の閲覧を認めたとのことであります。

閲覧要件は「1997 年 4 月 2 日から 1998 年 4 月 1 日まで生まれた日本人」とのことで、住所、氏名、性別、生年月日の情報を開示

しています。

新聞報道によると、その後、広島地本は、「募集対象者の家だけでなく、周辺 10 軒以上に職員の手で募集案内を配った」とのことですが、福山市の閲覧許可が自衛官の勧誘に使われたことは明らかです。

昨今の就職難の中、判断力が十分育っていない青年への自衛隊募集の勧誘を、行政が手助けすることは許されません。

福山市はこれまで、同本部の閲覧要望に対して「市民の基本的人権を守ることは行政運営の基本…」として応じてきませんでした。

プライバシーの侵害は憲法第 13 条違反であり、自衛隊法に依っても、名簿の閲覧は「依頼」であり義務でもなく、これまで貫いてきた態度を守ることこそが重要であります。

福山市がこれまで許可していなかった「適齢者名簿」の閲覧を、昨年は許可した方針変更について、その経緯と理由をお示しください

い。閲覧を許した 4615 人分の名簿について、自衛隊広島地方協力本部と防衛省にその情報の廃棄を求めるよう要望します。

今後、自衛隊募集に係る住民基本台帳の閲覧及び情報提供は厳に行わないことを求めます。

以上、それぞれについて、ご所見をお示してください。

答弁【市長】

はじめに、自衛官募集に関する住民基本台帳の閲覧についてであります。

2014 年（平成 26 年）の自衛隊からの閲覧請求に当たって、閲覧事項の利用方法や個人情報の取り扱い等を確認し、住民基本台帳法の規定に基づいて閲覧に応じたものであります。

なお、閲覧情報については、既に廃棄処分をされたと伺っております。

今後についても、住民基本台帳法に基づき適正に対応して参ります。以上